

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区里親支援（フォスタリング機関）事業業務委託	5200319
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	40,397,000円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人二葉保育園 (法人番号：3011105000963)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区里親支援（フォスタリング機関）事業業務委託
指名業者 （案）	名称 社会福祉法人二葉保育園 所在地 東京都新宿区南元町4番地 代表者 理事長 井上 従子
特命理由	<p>本件は、支援を必要とする里親に対する相談支援や里親同士の相互交流の企画周知、及び里親トレーニング事業等を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 令和2年度の子ども家庭総合センター開設の際に、里親支援の連続性を考慮する点から、東京都で実施している里親支援機関等の関係機関がチームで養育を行う体制（チーム養育体制）を引き継いだ。</p> <p>上記法人は、東京都の委託を受けた里親支援機関であり、荒川区も管轄対象であった東京都北児童相談所を含む4児童相談所（17区及び島しょ部）の里親支援機関事業を受託している。したがって、チーム養育体制のもと令和2年度から里親支援業務を受託し、その履行状況は良好である。</p> <p>また、現在荒川区内に児童養護施設はなく、本件を履行できる事業者は上記法人のみである。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）